

やまがた水土里ネット女性の会

会 則

(名 称)

第1条 この会は、『やまがた水土里ネット女性の会』と称する。

(目 的)

第2条 この会は、水土里ネットの業務に携わる女性同士の交流を深め、情報ネットワークづくりや、情報交換により、女性の活躍の場・参画の場を広げるとともに、水土里ネットの役割について広報することで、豊かな農村の振興に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 この会は、上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 女性同士のネットワークづくり・情報の共有
- (2) 研修会・講演会や現地視察等の開催
- (3) 水土里ネットにかかわる女性のPR
- (4) 女性活躍のための企画研究および提案
- (5) その他この会の目的達成のために必要な活動

(会 員)

第4条 この会の会員は、農業農村整備に携わる女性とする。

(運営委員)

第5条 この会に、会務の運営にあたり運営委員を置く。

- 2 運営委員は、山形県土地改良事業団体連合会会長が委嘱する。
- 3 運営委員は、会長1名、副会長若干名を互選する。
- 4 運営委員の任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、山形県土地改良事業団体連合会会長およびこの会の会長が招集する。

- 2 運営委員会は事業の実施計画、その他必要な事項を協議する。

(総会)

第7条 総会は、必要に応じて開催する。

2 総会は山形県土地改良事業団体連合会会長およびこの会の会長が招集する。

3 総会は、次に掲げる事項について審議する。

○会則の変更

○その他運営に関して重要な事項

(経費)

第8条 この会の運営に必要な経費は、山形県土地改良事業団体連合会の予算をもってあ
てる。

(事務局)

第9条 この会は、事務局を山形県土地改良事業団体連合会に置く。

附 則

1 この会則は、平成31年4月24日より施行する。

2 この会則は、令和3年 4月 1日より施行する。